## 消費者庁

（農林水産省大臣官房審議官）
農林水産事務官　岡田　憲和
消費者庁審議官に転任させる
（農林水産省東北農政局消費・安全部長）同　青木　勉
内閣府事務官（消費者庁）に併任する
（農林水産省北陸農政局消費・安全部長）農林水産技官　中村　利男
（農林水産省九州農政局消費・安全部長）同　磯貝　保
内閣府技官（消費者庁）に併任する（各通）
（同）同　富田　育稔
内閣府技官（消費者庁）の併任を解除する（以上四月一日）

## 最高裁判所

判事　三浦　透
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
簡易裁判所判事　西川　篤志
同　森脇江津子
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　杉山　正明
大田原簡易裁判所判事に補する
大田原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福島家庭裁判所判事補兼福島地方裁判所判事補・郡山簡易裁判所判事　遠山　敦士
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月三十一日）

## 栃木県

○議長選挙
三森文徳議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　螺良　昭人
○副議長選挙
小林幹夫副議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　花塚　隆志

## 埼玉県

○議長選挙
細田徳治議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　樋口　邦利
○副議長選挙
松本恒夫副議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　加藤　裕康

## 新潟県

○監査委員選任
石上和男委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　田宮　強志

## 長野県

○議長選挙
本郷一彦議長は、三月十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　風間　辰一
○副議長選挙
小松千万蔵副議長は、三月十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　村上　淳

## 岐阜県

○公安委員会委員再任
古田善伯委員は、三月二十五日再任された。

## 大阪府

○労働委員会委員任命
池谷成典委員、井上隆彦委員、宇多啓子委員、大野潤委員、岸本薫委員、佐野祥和委員、柴﨑大輔委員、冨永猛委員、日高昭夫委員、平岡宣次委員、小川勉委員、太刀川克己委員、田中秋夫委員、田辺貞夫委員及び林敏之委員は、二月二十八日任期満了し、三月一日次の者が任命された。
労働委員会委員
同　井上　英昭
同　清水　勝弘
同　松本　岳
同　川辺　和宏
同　檜垣　次郎
同　山中　庸右
同　是枝　建治
同　平井　洋行
同　辻田　博子
同　石子　雅章
同　外賀　芳則
同　本田　敏一
同　小野　幸親
同　野崎　光男
同　森田　國弘
○労働委員会委員再任
平覚委員、高田喜次委員、野田知彦委員、橋本紀子委員、播磨政明委員、水田利裕委員、三成賢次委員、叶迫雅尉委員、北島正俊委員、山口芳彦委員、山本修委員、脇本ちよみ委員、小笹定典委員、黒田晶志委員、中田晴夫委員、松元勇二郎委員、神谷明文委員及び山本憲治委員は、三月一日再任された。

## 愛媛県

○議長選挙
竹田祥一議長は、三月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　明比　昭治
○副議長選挙
河野忠康副議長は、三月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　本宮　勇

## 名古屋市

○議長選挙
藤田和秀議長は、三月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　うかい春美
○副議長選挙
ばばのりこ副議長は、三月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　三輪　芳裕
○教育委員会委員任命
古川隆委員は、三月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が任命された。
教育委員会委員　小栗　成男

# 皇室事項

## 行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月四日午後三時三十二分御出門、「人間国宝　結ぶ御縁」を御鑑賞のため、国立能楽堂（渋谷区）へ行幸啓、同五時二十一分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、四月五日午後一時四十二分御出門、デビスカップ二〇一四ワールドグループ準々決勝「日本　対　チェコ」戦（第三試合）を御覧のため、有明コロシアム（江東区）へ行幸啓、同四時二十一分還幸啓になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

### 指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。
平成二十六年四月十日
中国四国産業保安監督部長　内田　富雄
一　名称　三備管工株式会社
二　住所　岡山県倉敷市老松町二丁目三番十五号
三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同規則第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査
一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同規則第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査（同規則第二条第一項第三号で規定する特殊高圧ガスの製造施設を除く）
コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同規則第三十四条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第三号で規定する特殊高圧ガスの製造施設を除く）
五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　三備管工株式会社　岡山県倉敷市老松町二丁目三番十五号
六　指定年月日　平成二十六年四月一日

### 国土調査の成果の認証の公告

沖縄県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年三月三十一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。
平成二十六年四月十日
国土交通大臣　太田　昭宏
沖縄県那覇市（首里金城町一丁目、二丁目、三丁目）の地籍図及び地籍簿